

令和 8 年

高 松 市 教 育 委 員 会 8 月 定 例 会

会 議 録（抄本）

8月20日（木）開会

8月20日（木）閉会

出席した教育長及び委員			
教 育 長	小 柳 和 代		
委 員	塩 見 勝 彦		
	和 泉 憲		
	谷 正 子		
	西 本 佳 代		
	相 本 茉 樹		
欠席した教育長及び委員			
委 員			
説明のため会議に出席した者等			
教育局長	鈴 木 和 知		
教育局参事	前 田 康 行		
教育局次長 総務課長事務取扱	鍵 山 哲 典		
教育局次長 生涯学習課長事務取扱	高 嶋 洋 伸		
学校教育課長補佐	近 藤 和 紀		
保健体育課長	河 田 哲 也		
保健体育課長補佐	三 浦 め ぐ み		
こども保育教育課 運営支援室主幹	橘 静 香		
高松第一高等学教頭	佐 藤 哲 也		
高松第一高等学教頭	寒 川 勝 寛		
総務課長補佐	西 山 周 吾		
総務係長	唐 渡 み どり		
会議録署名委員	西 本 佳 代		
事務局担当書記	藤 見 佳 蓉		

【特記事項】 傍聴人なし

議 事 日 程（８月定例会）

日程第１ 議案第 24 号 認定地域クラブ活動における高松市立中学校施設等の利用
に関する規則の策定について

日程第２ 報告事項

１ 令和 8 年度 高松市保育教育士採用試験の実施について

日程第３ 議案第 25 号 令和 9 年度使用高松第一高等学校教科用図書の採択につい
て

【令和8年8月20日（木） 議 事 内 容】

午前9時30分 開会

教育長が、会議録の署名委員に西本委員を指名。

日程第1 議案第24号

議案第24号 「認定地域クラブ活動における高松市立中学校施設等の利用に関する規則の策定について」

学校教育課長から、認定地域クラブ活動における高松市立中学校施設等の利用に関する規則の策定について説明。

<質疑>

- 委 員 規則第8条の利用者の遵守事項についての項目ですが、第1項第1号の表現が「火災、事故その他の災害を防ぐこと」になっていますが、「災害の発生を防ぐこと」という表現も良いかと思いました。
- 委 員 自然災害を防ぐということは不可能ですので、施設の設備や備品に被害が及ぶような事態を防ぐことという意味合いかとは思いますが、第2項にも「当該学校の施設及び設備（備品を含む。）を破損しないこと。」という記載もありますね。
- 保健体育課長 「火災、事故その他の災害を防ぐこと」という表現については、高松市学校体育施設開放規則の中での表現と同じものを使用しておりましたが、市の施設管理の規則の中で一般的に使われているのは、「火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること」という表現となっておりまして、こちらの表現ではいかがでしょうか。

○ 教 育 長 では、この表現に修正することによろしいでしょうか。

認定地域クラブ活動における高松市立中学校施設等の利用に関する規則

第8条第1項第1号

【原案】

火災、事故その他の災害を防ぐこと。

【修正案】

火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。

教育長が、各委員に諮り、修正案のとおり可決。

日程第2 報告事項

報告事項1 「令和8年度 高松市保育教育士採用試験の実施について」

こども保育教育課運営支援室主幹から、令和8年度 高松市保育教育士採用試験の実施について説明。

<質疑>

○ 委 員 試験の実施については、特に異存がございません。高松市が使用している保育教育士という名称は独自のもので、一般的には保育教諭という名称を使用することが多いかと思いますが、保育教育士という名称を使用しているメリット等を教えてください。

- こども保育教育課運営支援室長 職種ごとの名称といたしましては、こども園に勤務している職員が保育教諭、保育所に勤務する職員は保育士、幼稚園に勤務する職員は教諭となっており、職種ごとにそれぞれ異なります。高松市の場合は、平成２７年度から採用を一本化し、勤務場所は異動によって決定する形になっておりますので、保育教育士という名称を独自で使用しております。
-

教育長が議案第２５号について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定により、会議は公開しないことを各委員に諮り、非公開とすることに決する。

日程第３ 議案第２５号

議案第２５号 「令和９年度使用高松第一高等学校教科用図書の採択について」

<非公開審議、内容不記載>

午前１０時３３分 閉会

議決事項

「認定地域クラブ活動における高松市立中学校施設等の利用に関する規則の策定について」

「令和9年度使用高松第一高等学校教科用図書採択について」